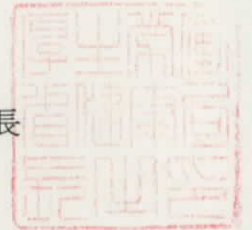


健発0114第5号
平成22年1月14日

各 { 都道府県知事
指定都市市長 } 殿
{ 中核市市長 }

厚生労働省健康局長



角膜移植希望者（レシピエント）選択の標準的な基準について

第171回国会において成立した臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）のうち、親族への臓器の優先提供に関する規定は、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日）から施行されることとなっております。

角膜移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、従来より各眼球あっせん機関において適切に行われているところですが、改正法が施行されること等を踏まえ、今般、各眼球あっせん機関における角膜移植希望者（レシピエント）選択の参考となるよう、別紙1「角膜移植希望者（レシピエント）選択の標準的な基準」及びこれを文章化した別紙2「角膜移植希望者（レシピエント）選択の標準的な基準（文章編）」を定めることとしました。

なお、当該標準的な基準に一致しない選択基準であっても、改正法の趣旨も踏まえ角膜移植希望者（レシピエント）の選択を公平かつ適正に行える基準であれば、差し支えないことを申し添えます。

つきましては、貴管下の医療機関等への周知についてよろしくお願いします。